

# 掛川市犯罪被害者等支援マニュアル

## (犯罪被害者等支援計画)

令和5年1月  
掛川市危機管理部危機管理課

# 目次

<b>第1 基本的事項</b> .....	1
1 マニュアル策定の経緯 .....	1
2 市、市民等、事業者等の責務 .....	1
3 マニュアルの性質 .....	2
4 マニュアルの見直し .....	2
5 犯罪被害者支援に対する心得 .....	2
6 犯罪被害者等の置かれている状況 .....	2
<b>第2 マニュアル編</b> .....	4
1 犯罪被害者等とは .....	4
2 周囲の人の言動による二次的被害 .....	6
3 捜査・裁判の流れを理解する .....	8
4 犯罪被害者等への対応の留意事項 .....	14
5 犯罪被害別の特徴と注意点 .....	17
6 犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置 .....	32
7 関係機関・団体との連携の必要性 .....	35
8 関係機関・団体との基本的な連携 .....	36
<b>第3 計画編</b> .....	41
1 犯罪被害者等支援の推進 .....	41
2 犯罪被害者等支援の施策 .....	41
<b>資料編</b> .....	46
市内における犯罪等の状況 .....	47
重要犯罪の発生状況 .....	47
市役所の各種相談・手続き等一覧 .....	48
その他機関の各種相談・手続き等一覧 .....	50
関係機関・団体等連絡先一覧 .....	52
犯罪被害者等基本法 .....	54
掛川市犯罪被害者等支援条例 .....	61
掛川市犯罪被害者等支援条例施行規則 .....	66

# 第1 基本的事項

## 1 マニュアル策定の経緯

犯罪等により被害を受けた方、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害だけではなく、被害後の精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレス等様々な困難に長く苦しめられています。誰もが安心して暮らせる社会の実現には、犯罪の防止だけでなく、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。同法第5条では地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことを規定しています。

静岡県では、平成27年に「静岡県犯罪被害者等支援条例を施行し、平成28年度に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

このような経過を踏まえ、本市では、令和4年4月1日に「掛川市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を施行し、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念や支援内容、支援体制の整備などについて決めました。

「掛川市犯罪被害者等支援マニュアル（犯罪被害者等支援計画）」（以下「マニュアル」という。）は、犯罪被害者等の心に寄り添い、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、条例に基づく、犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策を総合的に推進していくための計画です。

## 2 市、市民等、事業者等の責務

国の犯罪被害者等基本法では、地方公共団体への責務（地域の実情に応じた施策を策定し実施すること。（同法第5条））と、国民に対する責務（犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害さないこと。国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力すること。（同法第6条））が示されています。

また、市の犯罪被害者等支援条例においても、「市の責務」、「市民等の責務」、「事業者等の責務」を定め、地域社会全体で犯罪被害者等に対する支援を推進することとしています。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、私たちは日ごろから、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、心に寄り添い支えになることを心がけ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、一日でも早くこれまでの平穏な生活に戻れるよう、社会全体で支え市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することが重要です。

### （1）市の責務

市は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の犯罪被害者等の事情に応じた施策を講じます。また、犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、市だけでは対応できないことも想定され、関係民間団体等と連携、協力することにより犯罪被害者等のための施策を推進します。

### （2）市民等の責務

犯罪被害者等は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や精神的苦痛、周囲の偏見や理解不足、誹謗中傷などに苦しめられる等の問題があります。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければなりません。

### (3) 事業者等の責務

犯罪被害者等は、犯罪被害による直接的な心身への影響による通院、刑事手続きや民事手続きへの対応をはじめとする様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。年次有給休暇だけでは対応できない場合や出勤しても被害に遭う前と同じように働くことができなくなったり、職場にいつらくなったりする場合があります。

犯罪被害者等には、休暇や職場での人間関係について特段の配慮に加え、生活するために働き続けられるよう、雇用の安定を図ることが求められ、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければなりません。

## 3 マニュアルの性質

計画は、条例第7条に基づく、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針であるとともに、市の全ての職員が犯罪被害者等の立場を理解し、犯罪被害者等の心に寄り添い市民サービスを提供するためのマニュアルとして活用するものとします。

## 4 マニュアルの見直し

犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

## 5 犯罪被害者支援に対する心得

条例の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する総合的な支援に取り組むものとします。

### (1) 犯罪被害者等の人権の尊重

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行います。

### (2) 途切れのない支援

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行います。

### (3) 二次被害及び再被害の防止

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行います。

## 6 犯罪被害者等の置かれている状況

### (1) 直接的被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合があります。

### (2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れます。また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合があります。これらにより、一時的に家事や育児、仕事

といった事件前には当たり前に行っていたことが、できなくなることがあります。場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

### **（３）生活上の問題**

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等あらゆる面で支出が増加します。加えて、仕事上においては、治療や捜査・裁判等のための欠勤が増加し、その結果、休職・退職を余儀なくされることもあります。このように支出が増加する一方で、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

### **（４）周囲の人の言動等による精神的苦痛等の二次的被害の問題**

人から危害を加えられ、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心無い言動や中傷、興味本位の質問、SNS等のインターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となっています。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

## 第2 マニュアル編

### 1 犯罪被害者等とは

#### (1) 犯罪被害者等の定義

「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）第2条第1項と同様に犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科される行為をいいます。

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまではいえないが、それに類似するような同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。例えば、いじめ、虐待、DV、ストーカー行為、性暴力等が該当します。

「犯罪被害者等」は、基本法第2条第2項の「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」とことをいいます。家族の範囲については、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届け出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）及び犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹となります。

#### 【犯罪被害者等支援に関わる犯罪の例】

殺人 (傷害致死)	強盗 (致死傷)	暴行・傷害	その他の身体犯	強制性交
強制わいせつ	その他、意に反した、 極めて不快な性的体験	交通（死亡） 事故	危険運転致死罪	DV
ストーカー	虐待	詐欺	放火	監禁

#### (2) 犯罪被害者等の抱える様々な問題を理解する

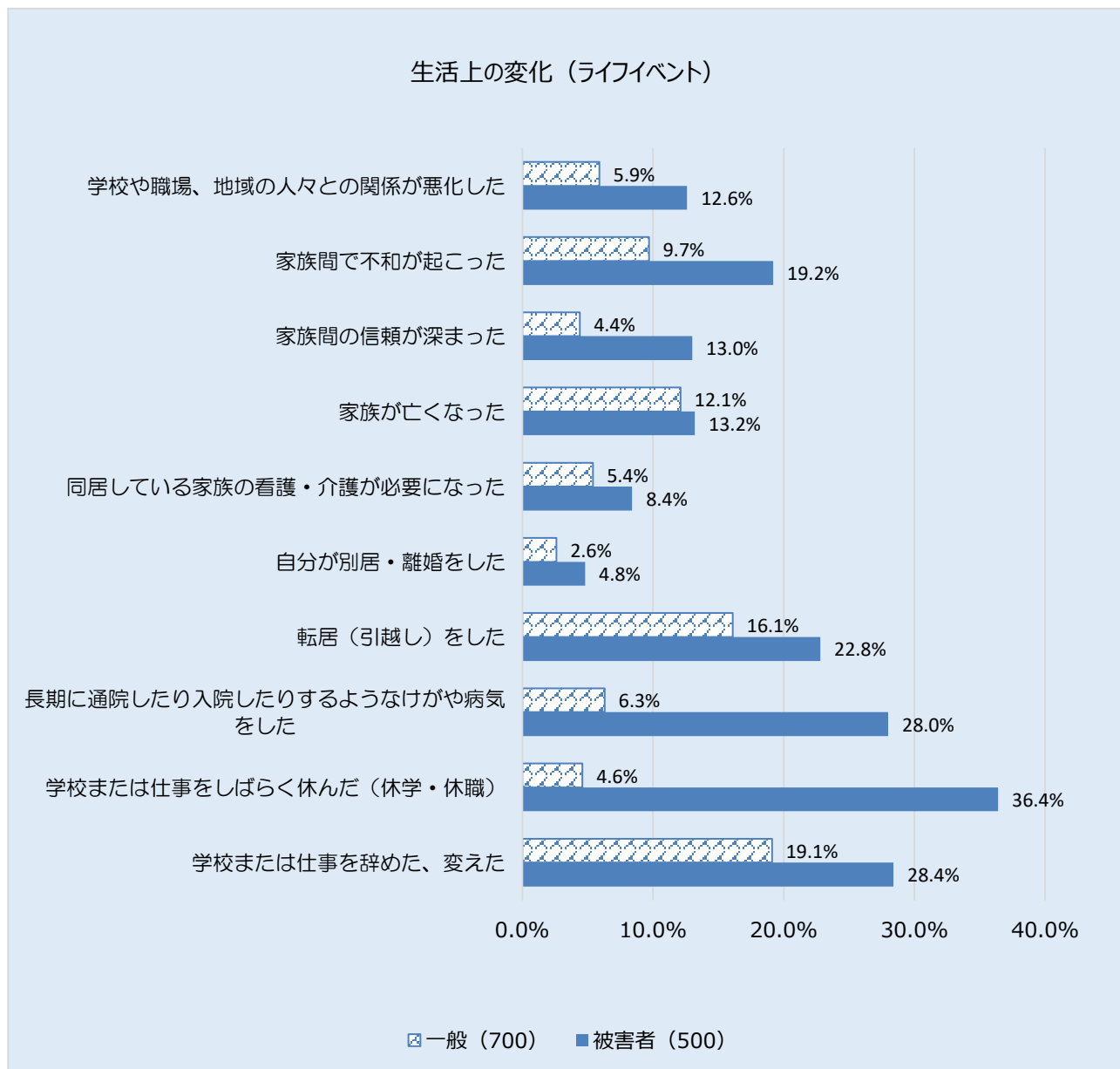
犯罪被害者等は、身体や財産と言った直接的な被害だけではなく、被害後の精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレス等様々な困難に長く苦しめられています。これにより、生活上の困難なども起こり、社会的に孤立してしまうなど、犯罪被害者等への支援の仕組みが確立していなかったため、十分な支援が受けられずにいました。

支援に関わる人々が、犯罪被害者等の人権を尊重し、心に寄り添った支援を進めていくためには、犯罪被害者等の方々が直面している状況をしっかり理解する必要があります。

#### 【犯罪被害者等を支えるために】

誰もが被害者となる可能性があることを忘れない
周囲の人は、被害者の声に耳を傾け考えることが必要
一人一人が被害に遭われた方に対する理解を深め、支えていける社会を目指す

犯罪被害者等は、一般対象者よりも高い割合で精神上的の問題や悩みを抱えています。一般対象者も健康上・精神上的の問題を抱えています。犯罪被害者等とその状況を比較すると犯罪被害による影響の大きさがうかがえます。



【警察庁：「平成26年度犯罪被害者類型別調査」を基に作成】

### (3) 犯罪被害者等が直面する困難

犯罪被害による心身への影響

心理面への影響の例	感覚や感情がまひする、記憶力、判断力の低下 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみなどを抱く
身体面への影響の例	めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘 不眠・悪夢・吐き気・食欲不振
心身への影響の具体例	人混みが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる 何でもないのに涙が出るなど感情のコントロールができない 子どもが親の後をいつもついてきて離れない
トラウマによる症状の例	事件等の記憶が生々しく蘇ったり、その夢を見たりするなど、そのときの苦痛を繰り返し体験する 事件等のことを思い出せなかったり、必要以上に長く自分や他人を責めたりする いつもびくびくしたり物事に集中できなかったりする

### (4) 経済的負担の状況

困っていても被害者自らが積極的に語らないことが多く、経済的に逼迫していき、生活が立ちかなくなっていることがあります。

経済的負担の例	ケガや精神的治療のための医療費、診断書費用、検査費用 通院のための交通費 家族の介護のための費用（紙おむつ、病院の食事、差額ベッド費） 育児、保育のための費用 犯罪被害が原因で勤務できなかった間の生活費 亡くなった場合の遺体搬送費、葬儀費用 弁護士依頼費用、裁判時の交通費、 転居費用、住宅改造費用、住宅改修費用
---------	---

## 2 周囲の人の言動による二次的被害

### (1) 近隣や友人、知人、マスコミの言動

犯罪被害者等は被害の弁償を受け社会的にも保護されているといった誤解や、犯罪被害者等支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

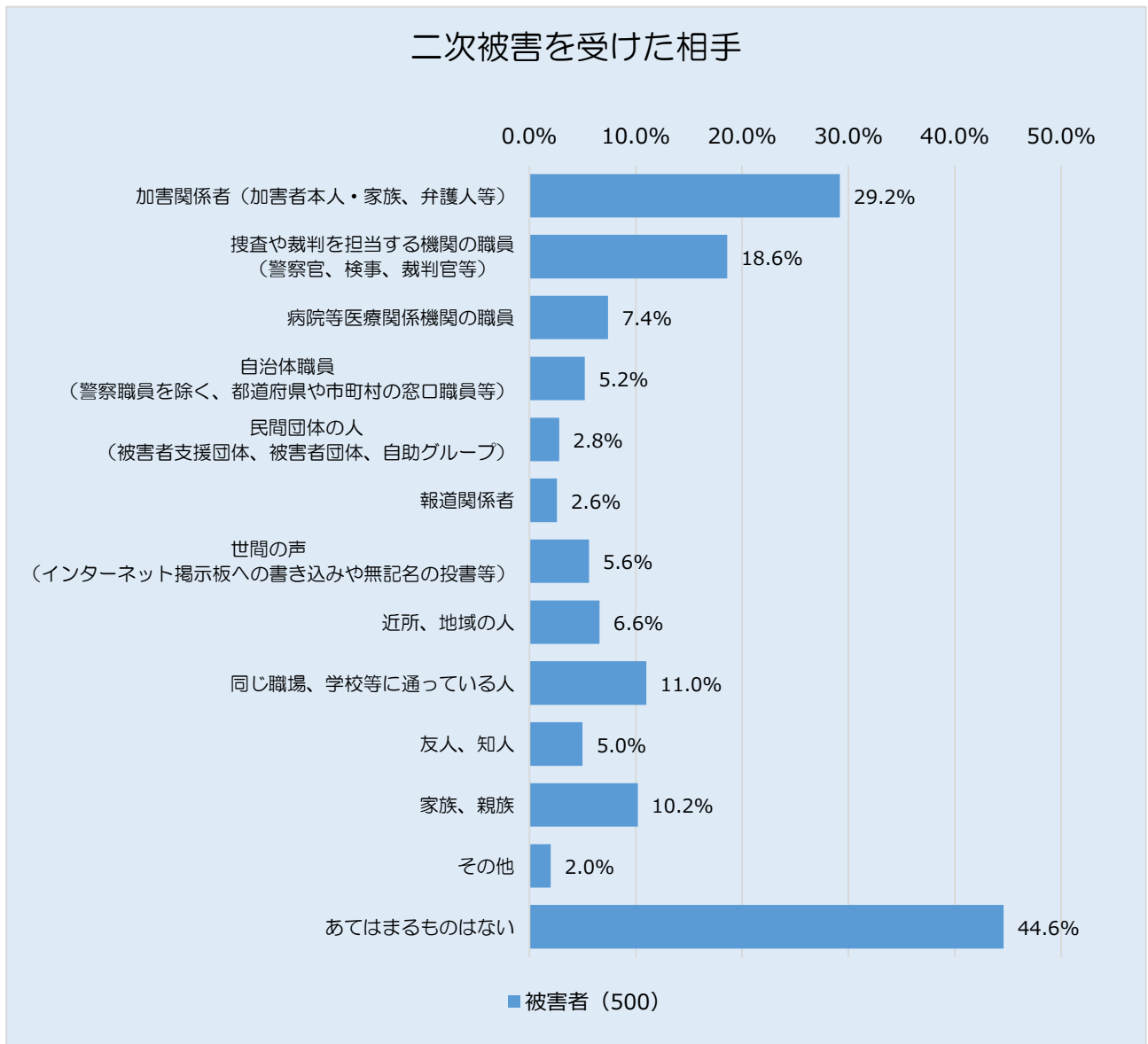
友人、知人の言動、近隣の噂や中傷	間違った声掛けや態度 (早く忘れよう・運が悪かった・いつまでも落ち込まないで) 哀れみや無遠慮な視線、遠巻きにする態度 偏見や中傷、興味本位の声掛け、無責任なうわさを流される
------------------	--



配慮に欠ける職場環境・偏見による解雇等	犯罪被害者等の心情への理解不足や仕事上での配慮不足 (落ち込んでいないで仕事に集中して・仕事を頑張れば忘れられる) 通院や刑事手続き、傍聴等で休むことが多くなり退職に追い込まれる 偏見による解雇
マスコミの過剰な取材	事実と異なる内容を報道される プライバシーを侵害する内容を聞かれる 犯罪被害者等の心情を理解せず、強引な取材をされる

## (2) 支援を行う人からの二次的被害

日々、被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって傷ついている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得のいく支援を受けたと感じることができるわけではありません。「事務处理的」な対応、犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、更に精神的に傷ついてしまい、人や社会への不信を募らせることにもなります。



【警察庁：「平成26年度犯罪被害者類型別調査」を基に作成】

### (3) 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

### (4) 捜査、裁判に伴う様々な問題

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

## 3 捜査・裁判の流れを理解する

### (1) 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」→「起訴」→「裁判」のプロセスをとります。加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。（参考1、参考2参照）

### (2) 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります<sup>\*1</sup>。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

### (3) 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います<sup>\*2</sup>。起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

- ※1 被害者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また、逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。
- ※2 逮捕され、引き続き拘留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

#### (4) 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

##### 【参考：被害者参加制度】

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができますほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合、被害者参加人の資力（現金、預金等。6か月以内に犯罪行為を原因として、治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除されます）が200万円に満たないときには、裁判所に対して被害者参加弁護士の選定を求めることができます。

##### 「対象要件等」

殺人、傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件や、強制性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者の方、被害者が亡くなった場合及びその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹などの方々が利用できます。（平成20年12月1日以降に起訴された事件が対象）

#### (5) 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。（参考3参照）

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます。

##### 【参考：損害賠償命令制度】

損害賠償命令制度は、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べ、原則として4回以内

の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定をします。この決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟の手続に移ります（この場合でも審理に必要な刑事裁判の訴訟記録が民事の裁判所に送付されます。）。

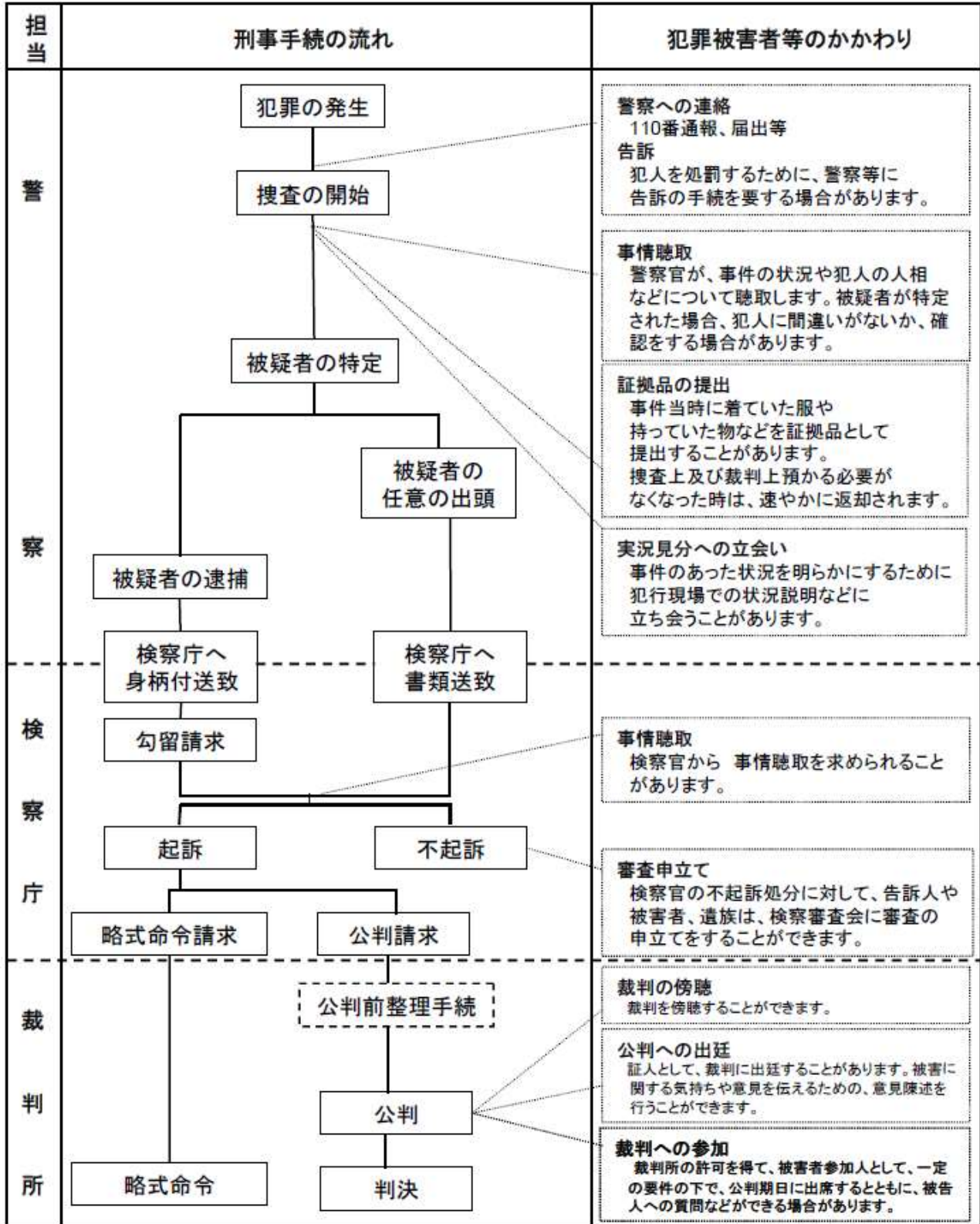
このように、損害賠償命令制度は

- (1) 刑事手続の成果を利用するため、被害者やご遺族等の方々による被害の事実の立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易迅速に手続を進めることができる
- (2) 申立手数料が2,000円であるなど利用しやすい
- (3) 通常の民事訴訟の手続に移った場合でも、訴訟記録をコピーして民事の裁判所に提出する手間が省けるなど、被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

「対象要件等」

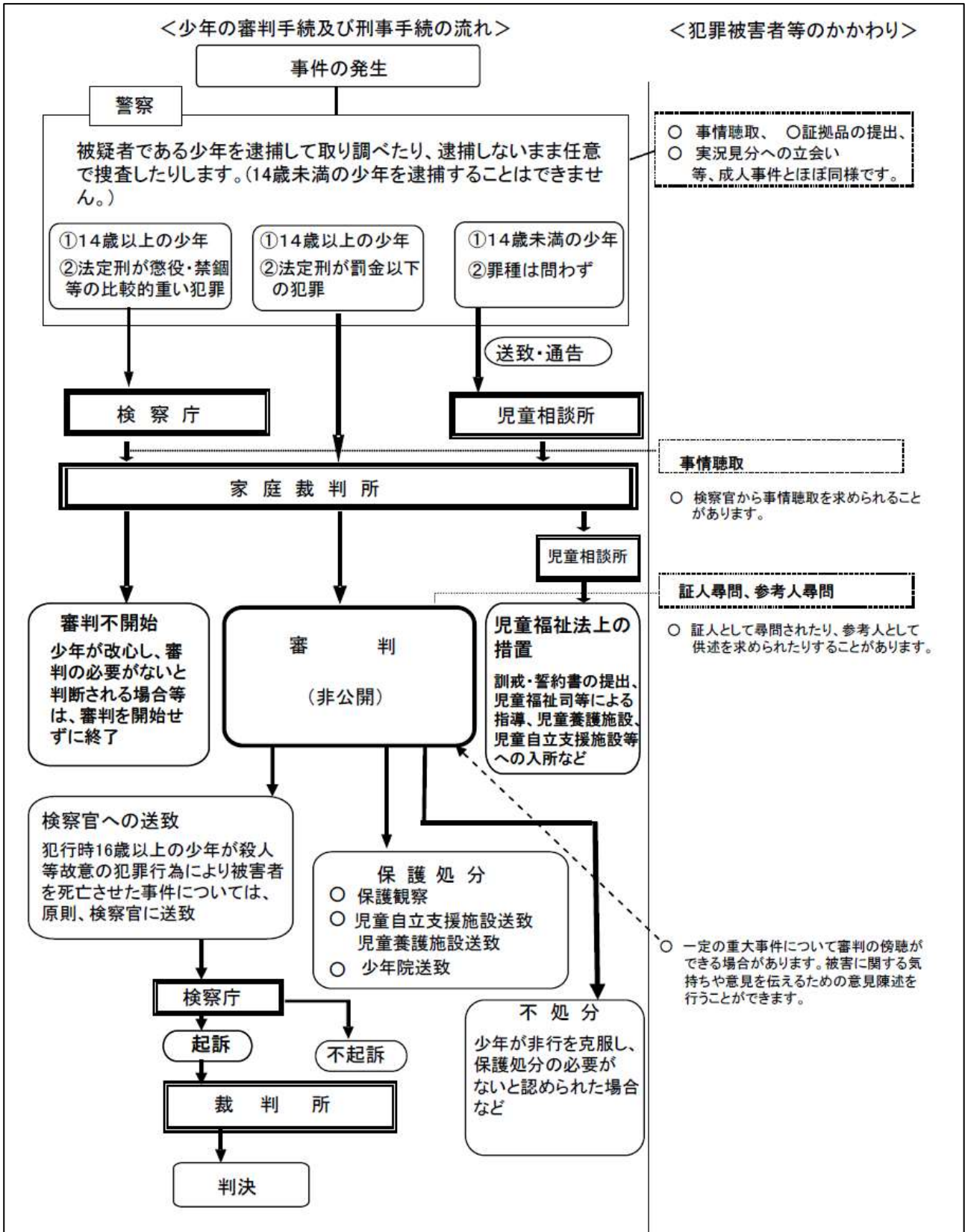
- ・殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件などの被害者又はその相続人等の方が利用できる制度です。
- ・刑事事件を担当している裁判所に対して、損害賠償命令の申立書を提出する必要があります。
- ・なお、損害賠償命令制度を利用する際に、その手続などについて弁護士に依頼することもでき、経済的な理由で弁護士費用等のお支払いが困難な方については、日本司法支援センター（法テラス）の「民事法律扶助」による費用立替制度を利用できる場合があります。
- ・申立ては、対象となる刑事事件が起訴された時から審理手続（判決宣告を含まない。）が終結するまでに行う必要があります。

(参考1) 一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



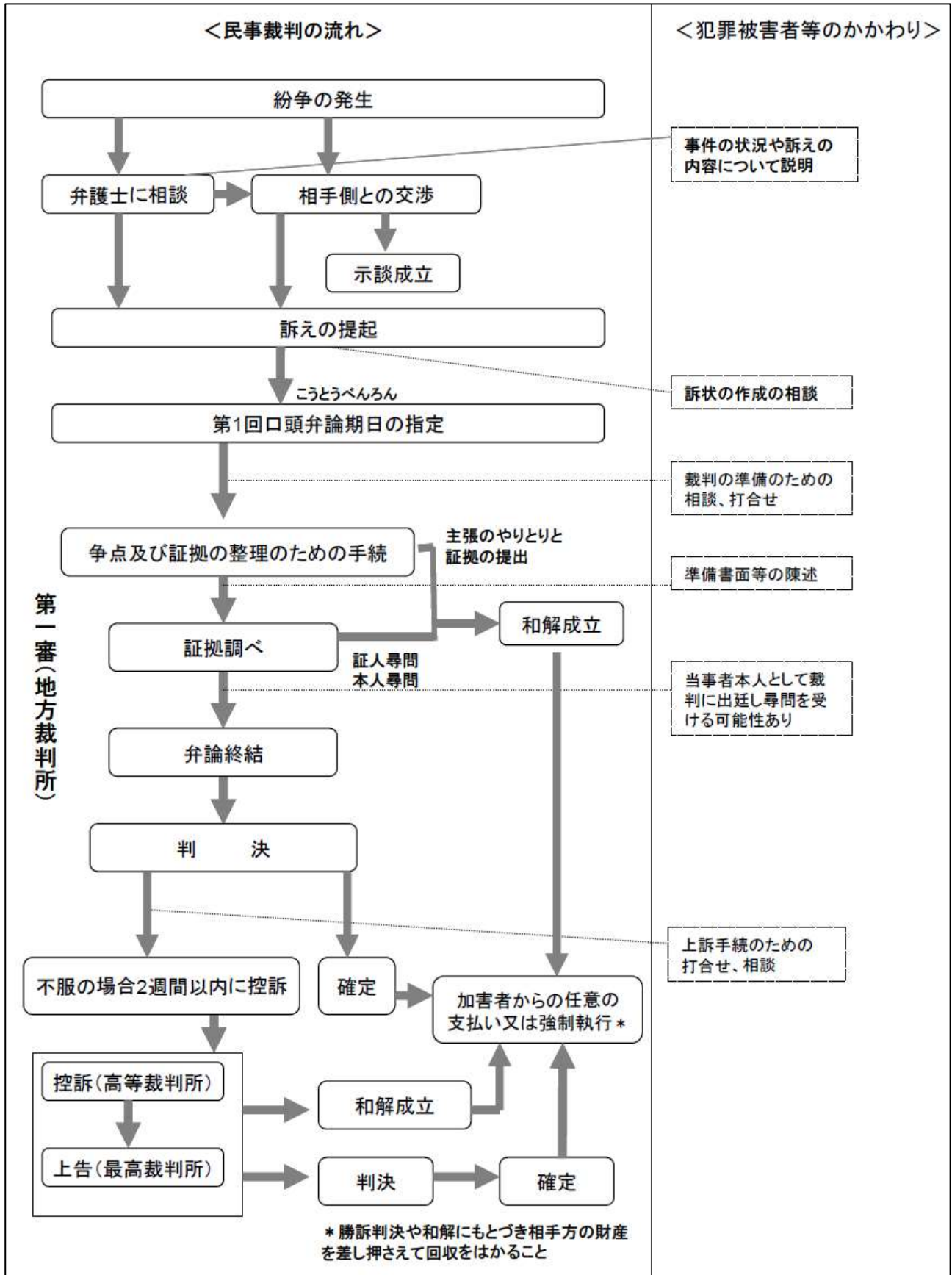
(出展：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（内閣府犯罪被害者等施策推進室）)

(参考2) 少年の審判手続き及び刑事手続きの流れと犯罪被害者等の関わり



(出展：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案 (内閣府犯罪被害者等施策推進室))

(参考3) 民事裁判の流れと犯罪被害者等の関わり



(出展：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案 (内閣府犯罪被害者等施策推進室))

#### 4 犯罪被害者等への対応の留意事項

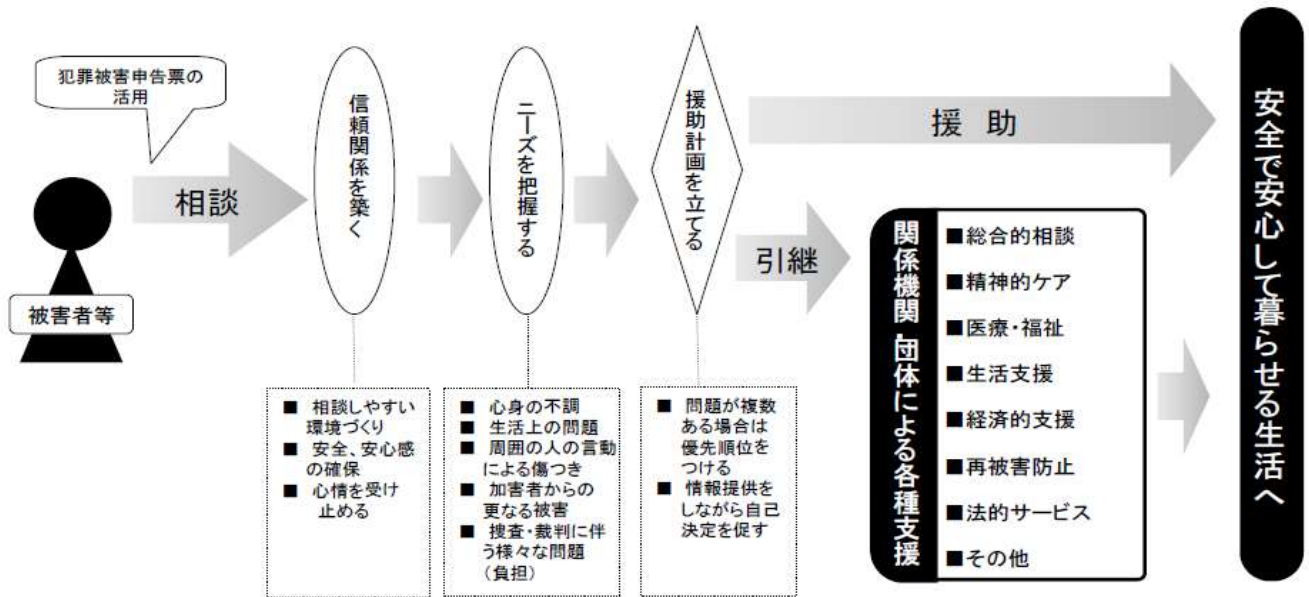
誰もが、犯罪被害に遭う可能性があります。ある日突然その日から、これまで平穏だった生活は一変してしまいます。犯罪被害者等は直接的な被害だけでなく、二次被害によって、精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等、不安やストレスに苦しめられたり、社会的に孤立した生活を余儀なくされ、今までできていた日常生活が、突然できない状況に陥ります。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、心に寄り添い支えになることが大切です。

##### (1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

###### ① 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(出展：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（内閣府犯罪被害者等施策推進室）)

###### ② 具体的な対応のあり方

###### ア 相談しやすい環境をつくる

- (ア) 相談で来庁した際には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにします。
- (イ) 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにします。
- (ウ) 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮します。

###### イ 安全確保を優先する

「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるかどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぎます。

###### ウ 相談内容を受け止める

- (ア) 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価した



- り、安易に決めつけたりしない。感情を否定しないようにします。
- (イ) 被害の状況を人と比べないようにします。(被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない)
  - (ロ) 自責感を助長させないようにします。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある)
  - (エ) 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めないようにします。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける)
  - (オ) 話をせかささない、さえぎらないようにします。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある)
- エ 相談者の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する
- 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていきます。
- オ 支援内容を説明する
- (ア) 市ができる支援内容を明らかにします。(さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要です。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねません)
  - (イ) 問題が複数ある場合は優先順位をつけましょう。
- カ 問題解決に向けて動く
- (ア) 時期と状況に応じた適切な情報を提供します。
  - (イ) 支援者の意見を押しつけない、犯罪被害者等自らが決定できるように支援します。
  - (ロ) 関係機関・団体と連携します。
- キ 秘密保持に留意する
- 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではありません。
- ク 被害からの回復を焦らない
- 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要です。
- ケ 適切な支援を行うための努力を怠らない
- 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要です。

## (2) 会話の留意点

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

### ア 不適切な応答

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなります。

### 《不適切な応答例》

- ・気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・早く元気にならなければいけませんよ。
- ・辛いことは、早く忘れましょう。
- ・起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・あなたにも悪いところがあったのではないですか。

### イ 適切な応答

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

### 《適切な応答例》

- ・ご心中、お察しします。
- ・本当にお気の毒です。
- ・このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・悲しんでいいのですよ。
- ・あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・(このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・無理をする必要はありません。
- ・よく頑張ってこられましたね。
- ・ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

### (3) 支援者自身のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も精神的なダメージを受けることがあります。その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

### 《精神的ダメージの例》

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

### 《対処方法の例》

- ・一人で抱え込まず組織で対応してください。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認しましょう。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別します。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持ちましょう。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認めます。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図りましょう。
- ・休息、睡眠をきちんととりましょう。

## 5 犯罪被害別の特徴と注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

(注) ● = 原則すべての人が対象となる支援等      ★ = 対象要件がある支援等

### (1) 殺人等遺族への対応

#### 【特徴】

殺人等による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

#### 【対応上の注意点】

相談の際には、きめ細かな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

死亡に際し、様々な手続きが必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

## ● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。死亡の事実を知った日から7日以内に届け出る必要があります。

【窓口】警察署、市民課

届け出の流れ

検視・解剖→ 医師「死亡診断書（死体検案書）」（有料）作成・発行

→ 市へ死亡の届出（死亡診断書（死体検案書）持参・死亡後7日以内）

→ 埋火葬許可証の発行（この許可証がなければ、火葬や埋葬ができません。）

## ● 各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険に加入あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

【窓口】国保年金課、日本年金機構各年金事務所、勤務先庶務担当

## ● 遺産相続等

犯罪被害者が亡くなってから10か月以内に相続税について申告しなければなりません。

【窓口】掛川税務署

経済的支援として、以下の制度があります。

### ★ 犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

【窓口】掛川警察署・静岡県警察本部

### ★ 死亡見舞金

犯罪等により死亡した遺族に対して支給されます。

【窓口】危機管理課

### ★ 遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格がある人等が死亡したとき、子（原則18歳に到達する年度末まで）のある妻または子に支給されます。

【窓口】国保年金課

### ★ 遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級又は2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき遺族に支給されます。

【窓口】日本年金機構各年金事務所、各共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★ **遺児の就学援助等**

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

【窓口】公益財団法人犯罪被害救援基金、掛川警察署

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

★ **取材への対応**

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

【窓口】掛川警察署、弁護士会、法テラス

★ **異議申立て**

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に異議申立てすることができます。

・放送倫理番組向上機構（BPO）電話：03-5212-7333 FAX：03-5212-7330

・雑誌人権ボックスFAX：03-3291-1220

・静岡県の報道被害窓口（静岡社会記者会）電話：054-253-1881

(2) **暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応**

【特徴】

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・就業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

【対応上の注意点】

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★ **診断書料等の県費支出**

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書料や初回診察に要する費用を県費で負担します。

【窓口】掛川警察署

医療費の援助・軽減措置について

医療費の負担軽減については、高額療養費制度等があります。公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

また、当座の医療費の支払いに困る場合には高額療養費制度もあります。

さらに、健康保険を使い治療費を軽減する制度として、第三者行為による傷病届出制度があります。

#### ★ 第三者行為による傷病届出制度

交通事故や喧嘩など、第三者の行為により負傷をしたときの治療費は本来加害者が負担するのが原則です。

しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うことになります。

後日、加害者に対して健康保険給付した費用を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となります。第三者の行為による負傷で、健康保険を使用して治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」の御提出をお願いします。手続きは、加入している保険により異なります。詳細は、加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：国保年金課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

#### ★ 高額療養費制度

高額療養費とは、同月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分（自己負担限度額）があとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

手続きは加入している保険により異なります。詳細は、加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：国保年金課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

#### ★ 限度額適用認定証

限度額適用認定証を御利用になると、窓口での支払いが限度額までとなり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要になります。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」の申請をお願いします。手続きは、加入している保険により異なります。詳細は加入している保険者に問い合わせてください。

- ・国民健康保険：国保年金課
- ・それ以外の保険：加入先保険者（保険証の発行機関）

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となる場合があります。

#### ★ 無料低額診療事業

生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を受けることができます。

詳細につきましては、相談を受けた職員がそれぞれの事業所に直接お問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
三島共立病院	三島市八反畑120-7	055-973-0882
聖隷沼津病院	沼津市本字松下七反田902-6	055-952-1000
賛育会東海診療所	御前崎市池新田4090-1	0537-86-2190
農協共済中伊豆リハビリテーションセンター	伊豆市冷川1523-108	0558-83-2111
伊東市民病院	伊東市岡196-1	0557-37-2626
静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1-1-1	054-285-6171
静岡田町診療所	静岡市葵区田町5-90	054-253-9101
浜松佐藤町診療所	浜松市中区佐藤1-22-22	053-465-0210
生協きたはま診療所	浜松市浜北区高畑18	053-584-1550
天竜厚生会診療所	浜松市天竜区渡ヶ島221	053-583-1181
天竜厚生会第二診療所	浜松市天竜区渡ヶ島216-3	053-583-0022

身体に障害が残った場合には、以下のような制度があります。

★ **犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）**

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し一時金が支給されます。

【窓口】掛川警察署、静岡県警察本部

★ **重症病見舞金**

犯罪により全治1月以上負傷疾病を負った被害者に対して支給されます。

【窓口】危機管理課

★ **特別障害者手当**

20歳以上で著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

【窓口】福祉課

★ **身体障害者手帳の交付**

身体に障害がある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

【窓口】福祉課

★ **障害者控除**

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

【窓口】掛川税務署、市税課

★ 障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となった時に支給されます。

【窓口】国保年金課

★ 障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に病気やけががもとで、一定以上の障害の状態になったときに支給されます。

【窓口】日本年金機構各年金事務所、共済組合の場合は勤務先の庶務担当

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★ 特別児童扶養手当

20歳未満で中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者に支給されます。

【窓口】福祉課

★ 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

【窓口】福祉課

(3) 交通事故に遭った人への対応

【特徴】

交通事故は、危険運転致死傷罪などの悪質性の高い犯罪があるにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱いている被害者や遺族も見受けられます。

【対応上の注意点】

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

(警察への連絡)

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが法律で決められています。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

(警察への診断書提出)

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出



がない場合は、「人身事故」としての取扱ができません。事故当時はけがに気づかなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。

診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

#### 自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

【窓口】 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合があります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談することが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

【窓口】 交通事故相談所、静岡県交通安全活動推進センター、公益財団法人日弁連交通事故相談センター、公益財団法人交通事故紛争処理センター静岡相談室、一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

#### 経済的支援として、以下のような制度があります。

##### ★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

【窓口】 損害保険会社

##### ★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

【窓口】 公益財団法人交通遺児育英会

##### ★ 交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

【窓口】 公益財団法人交通遺児等育成基金

##### ★ 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸与、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付

などがあります。

【窓口】独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）静岡支所

#### ★ 生活資金、緊急時見舞金

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を支給しています。

【窓口】公益財団法人交通遺児等育成基金

### （４）性犯罪被害に遭った人への対応

#### 【特徴】

性犯罪は「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的に何らかの反応が現れる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、特定の性別の支援者に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者が希望する性別の支援者が対応することが必要です。

#### 【対応上の注意点】

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、本人の不安の軽減に努めることが重要です。

#### （警察における性犯罪被害者支援）

##### ア 警察への届出

警察では、被害者が希望する性別の警察官が対応するようにしています。

##### イ 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像等を聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるように配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

##### ウ 病院への付添い

警察では、犯罪を立証するために産婦人科等の受診を求めることがあります。その際、希望する性別の警察官が付添い、医師に事情説明等を行います。

##### エ 警察による診察費用等の公費負担

次の費用を一定の要件を満たす場合に、公費で負担します。

- ・緊急避妊に要する費用
- ・性感染症検査費用
- ・人工妊娠中絶費用

#### (性犯罪・性暴力の相談窓口)

##### 性犯罪被害110番

電話 0120-783870 又は※「#8103」(ハートさん)

警察の性犯罪被害専門の相談窓口で匿名で相談できます。

※「#8103」は性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、静岡県内ではこの性犯罪被害110番につながります。

##### 静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)

相談電話 #8891 又は 0120-8891-77(無料通話 24時間365日電話相談対応)

054-255-8710(要通話料 24時間365日電話相談対応)

性暴力の被害にあった方、あっている方に、専門的な研修を受けた女性相談員が、お話を伺い、関係機関が連携し、身体的・心理的ケア、法律相談などの支援を行うワンストップセンターです。

(支援内容)

- ・電話相談※相談無料(通話料がかかる場合があります)
- ・チャット相談URL <https://sorachat.jp/>
- ・面接相談(予約制)
- ・同行支援(希望により警察、病院等関係機関への相談員の付き添い)
- ・関係機関へつなぎ連携した支援の実施

(公費負担制度)

- ・医療支援(急性期産婦人科医療費等負担支援)
- ・心理的ケア支援(カウンセリングに係る経費等支援)

##### 認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

相談電話 054-651-1011

研修を受けたボランティア相談員が対応します。相談内容が外部に漏れることは絶対にありません。

#### ★その他

##### (特定感染症検査)

県内各保健所で、H I V検査、梅毒検査、B型及びC型肝炎ウイルス検査を無料・匿名で受けることができます。また、性器クラミジア検査を同時に受けることができる検査日もあります。

【窓口】西部健康福祉センター(保健所)

(5) 配偶者からの暴力（DV）を受けた人への対応（元配偶者、内縁関係を含む）

【特徴】

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視するといった精神的暴力、交友関係を細かく監視するなどといった社会的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力等が含まれます。

暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から抜け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

【対応上の注意点】

**相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。**

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聴いてください。「夫の言い分も聞きたい」、「殴られる理由があったのではないか」等の問いかけは適切ではありません。

**緊急性（安全性）を確認します。**

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて、早急に警察や医療機関等の専門機関などにつなぎます。なお、直接に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の意思を尊重しながら通報することができ、また、被害者への情報提供に努める必要があります。

【窓口】掛川警察署、配偶者暴力相談支援センター、医療機関

**緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。**

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所

持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護についての情報提供を行います。女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）では、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

【窓口】市民課、県配偶者暴力相談支援センター、静岡県西部健康福祉センター

**再被害防止のためには、以下のような制度があります。**

#### ★ 保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令（6か月）、退去命令（2か月）、電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

※**接近禁止命令**：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかひすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※**退去命令**：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※**電話等禁止命令**：接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、被害者への面会要求や無言電話等（メールを含む）を禁止するもの。

【窓口】掛川警察署、県配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所

#### ★ 住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探される可能性がある書類を加害者が請求しても、市長が交付をしないように、申し出ることができます。申し出者は、あらかじめ警察や配偶者暴力相談支援センターに相談し、交付の制限に必要な意見書を受け取り市担当窓口へ提出します。市担当窓口は、提出された意見書を基に措置の必要性を確認します。

【相談窓口】警察、配偶者暴力相談支援センター

【交付制限処理窓口】市民課

#### ★ 基礎年金番号変更処理

配偶者DV被害者または、親族間DV被害者は、年金相談や年金加入期間照会等の際して、被害者本人以外の者への回答が行われないようにするため、年金事務所に申出することにより、基礎年金番号を変更することができます。申出にあたっては、配偶者・親族からの暴力被害者であることが確認できる書類として以下のいずれかの書類を御用意ください。

- ① 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
- ② 裁判所が発行する保護命令にかかる証明書

- ③ 住民基本台帳事務における支援措置申出書の写し
- ④ その他、①～③に準ずる公的機関が発行する証明書

【窓口】年金事務所

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

★ 就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

【窓口】ハローワーク

★ 公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

【窓口】ハローワーク、公共職業能力開発施設

★ 訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

【窓口】ハローワーク

★ 母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

【窓口】静岡県母子家庭等就業・自立支援センター（西部支所）

(6) ストーカー被害に遭った人への対応

【特徴】

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会、交際の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ等
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。

ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

#### 【対応上の注意点】

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために以下の対応が必要。同じく支援者はそれを促すことが有用です。

- ア 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録
- イ 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録
- ウ 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存
- エ 電話の会話内容をメモ、又は録音
- オ 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影

【窓口】掛川警察署

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

#### ★ 警察からの警告、禁止命令

被害者が警察署に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」や「禁止命令」を行うことができます。また、「警告」や「禁止命令」の申出以外にも、警察に被害申告を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

【窓口】掛川警察署

#### ★ 住民票の写しの交付等の制限

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市長が交付をしないように、申し出ることができます。申し出者は、あらかじめ警察や配偶者暴力相談支援センターに相談し、交付の制限に必要な意見書を受け取り市担当窓口へ提出します。市担当窓口は、提出された意見書を基に措置の必要性を確認します。

【相談窓口】警察、配偶者暴力相談支援センター

【交付制限処理窓口】市民課

#### ● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。また、特定の電話からの着信拒否設定や電話番号そのものを変更する手段もあります。

## (7) 虐待された子どもへの対応

### 【特徴】

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うことを言います。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。虐待を受けた子どもは、将来本人が親になった時に自分の子どもに虐待してしまうこともあります。児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

### 【対応上の注意点】

**児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は速やかに市町、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）**

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。（児童虐待の防止等に関する法律第7条）

#### ア 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話しているよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり評価したりせずに聴いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

#### 【窓口】児童相談所、こども希望課

#### イ 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告してください。

**生命・身体に重大な危険が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。**



子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

**通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。**

ア 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く親子分離を凶りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援・見守り等が実施されます。

ウ 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会<sup>※3</sup>等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

**通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。**

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会<sup>※3</sup>等（市町村中心に設置運営）から引き続き協力を依頼されることもあります。

※3 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

**Column（コラム） ～ 守秘義務について～**

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

### Column (コラム) ～ 親権者の懲戒権と子どもの虐待の関係～

旧民法822条は「懲戒権」が規定されており、「児童虐待」を正当化する口実になっていると指摘されていました。令和4年12月の民法改正によりこれらの条文は削除され、第820条において親権者は子の利益のために監護教育をすべきことを明示するとともに、第821条では、「監護・教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢および発達に程度に配慮しなければならない」とされました。

また、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

## 6 犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置

平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、同法第5条では地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされています。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるようになるためには、身近な行政機関として市民の日常生活を支える様々な施策を展開している市の果たす役割は大きく、犯罪被害者等に特化した総合的な窓口を設置することにより、従来の市民サービスをはじめ基本的な支援を確実に行うことが可能となります。

このような考えの下、市では危機管理部危機管理課へ犯罪被害者等支援総合案内窓口を設置し、犯罪被害者等に寄り添った途切れのない支援に努めます。

### (1) 総合案内窓口の役割

#### ① 基本的支援体制の整備

犯罪被害者等の支援は多岐に渡り、市、県、民間団体等さまざまな主体に及ぶことが想定されるため、総合的な支援体制について市が主体的に整備し、被害にあわれた方の心身が少しでも早く回復できるよう、庁内外における関係機関と連携した支援体制の構築に努める。

#### ② 総合窓口としての対応

犯罪被害者等の心に寄り添い、実情に沿った具体的な情報提供や関係機関との調整を行う。

#### ③ 関係機関等との連携及び連絡調整

警察、県支援センター及びその他関係機関等との連携・協力及び連絡調整の窓口となる。

#### ④ 情報提供

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、犯罪被害者等の援助に精通している者の紹介や関係機関等との連絡調整など、犯罪被害者等の心身が少しでも早く回復できるよう庁内及び関係機関等へ情報提供や支援の橋渡しを行う。

## ⑤ 広報・啓発

犯罪被害者等が、周囲の人々の偏見により犯罪被害者等の尊厳を傷つけられることがないよう、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深められるよう広報、啓発を行います。

## (2) 市の犯罪被害者等総合案内窓口における相談・支援の流れ

### ① 犯罪被害者等の情報確認

市の相談を希望する犯罪被害者等については、警察から情報提供を受け、市は被害情報について内容を確認します。犯罪被害者等が市へ相談に訪れた時は、心情に配慮し、相談等の会場、相談窓口における相談等に対応する者（以下「対応者」という。）の性別及び年齢等について、犯罪被害者等の要望を可能な限り反映させた上で相談等に対応することとします。

相談内容について、市で対応できることや市では対応できないが他の関係機関で対応できること、それらの手続き等について、犯罪被害者等へ情報提供を行います。また、犯罪被害者等の意向に応じて、関係機関へ支援を引き継ぎ、途切れのない支援に努めます。

犯罪被害者等にとって、市が最初の相談先である場合、相談及び情報提供を行いつつ、警察へ相談に行くことを助言します。

市が相談を受ける際は、「犯罪被害者等相談受付表（様式2 P.40）」を記入し、具体的な相談に入る前の状況把握に努めます。

### ② 市役所内の連携

犯罪被害者等が必要とする支援や手続きは多岐にわたることが予想され、犯罪被害者等自身がそれぞれの担当窓口を訪れることの無いよう、市役所内の連携を図り、様々な手続きの集約・調整を行います。

また、各課の窓口で犯罪被害者等が直接相談に訪れた場合は、犯罪被害者等の意向を尊重したうえで、犯罪被害者等支援総合案内窓口（以下、「総合案内窓口」という。）と連携した対応に努めます。

### ③ 市の支援の手続き

犯罪被害者等が市の支援を受けようとするときは、「犯罪被害者等支援申出書（様式第1号）P.70」を提出します。

### ④ 見舞金の支給を行うとき

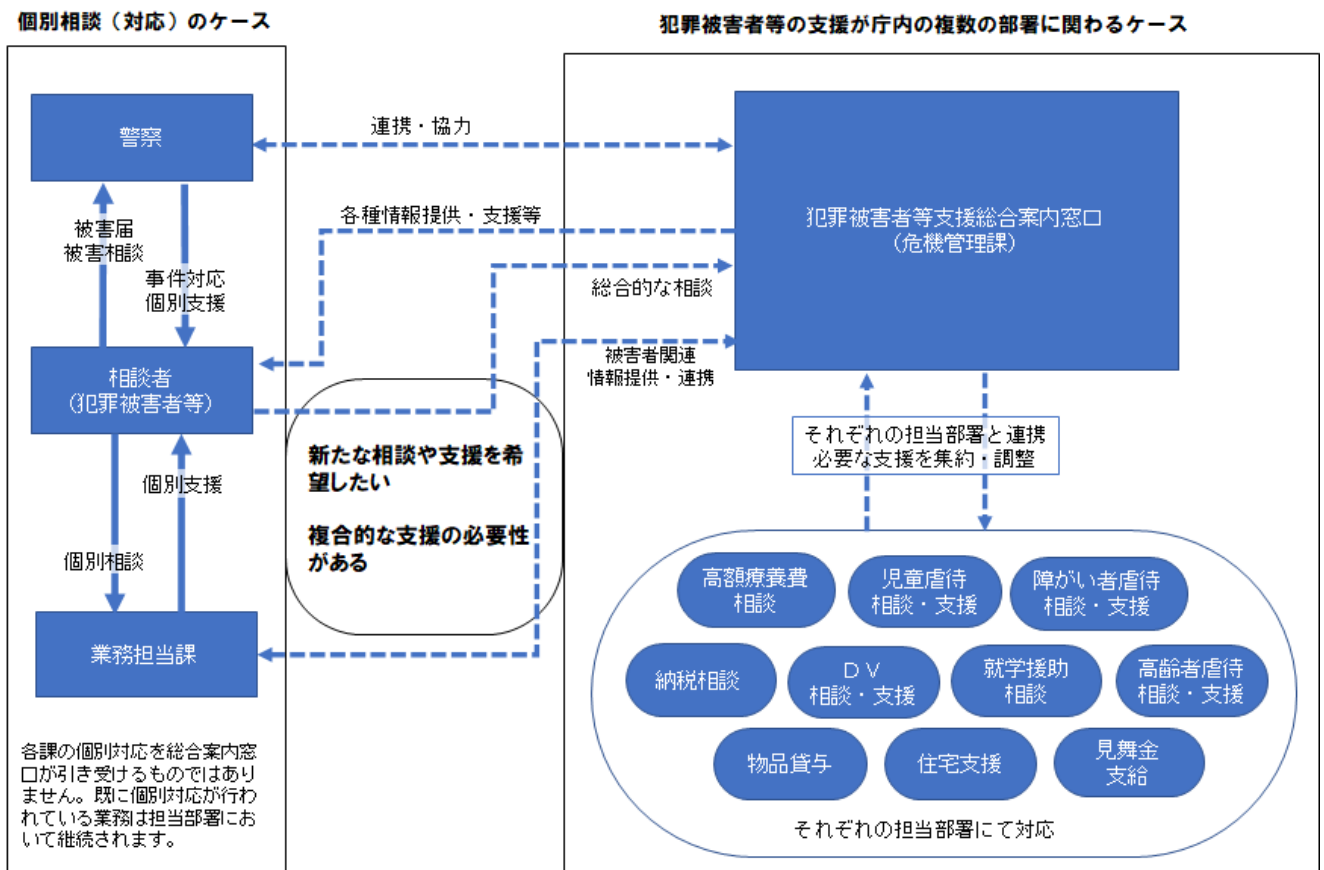
見舞金の支給要件に該当し、その支給を希望する犯罪被害者等から「犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第2号 P.71）」を提出していただきます。また、見舞金が遺族に対する支給となる場合、その遺族が2人以上あるときは、「見舞金受給代表者選定書兼同意書（様式第3号 P.72）」を提出します。

(3) 犯罪被害者支援に資する庁内業務（相談・支援）と犯罪被害者等支援総合案内窓口との実務的な連携

犯罪被害者等に資する既存（各部署）の業務と犯罪被害者等支援総合案内窓口との連携については以下を基本とします。例えば、DV、児童虐待、高齢者虐待等の支援業務は、既に個別に対応が行われており、それらの業務の流れを変えるものではありません。

- ① DV、児童虐待、高齢者虐待等、犯罪被害者等に資する業務のうち、既に個別の部署で相談や支援が行われているケースは、担当部署において業務を継続してください。
- ② 上記①以外に支援を希望した場合、あるいは複数の支援が受けられる可能性がある場合は、犯罪被害者等の意向を尊重したうえで、必要に応じて、総合案内窓口へ情報提供を行ってください。その際は、様式1「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報様式（P. 39）」の内容に準じて情報伝達を行います。
- ③ 上記②により情報提供を受けた総合案内窓口は、既に行われている支援業務の流れを維持しつつ、犯罪被害者等の状況を把握し、犯罪被害者等の意向を尊重したうえで、複数の支援についてそれぞれの担当部署と連携を図り必要とする支援に結び付けます。

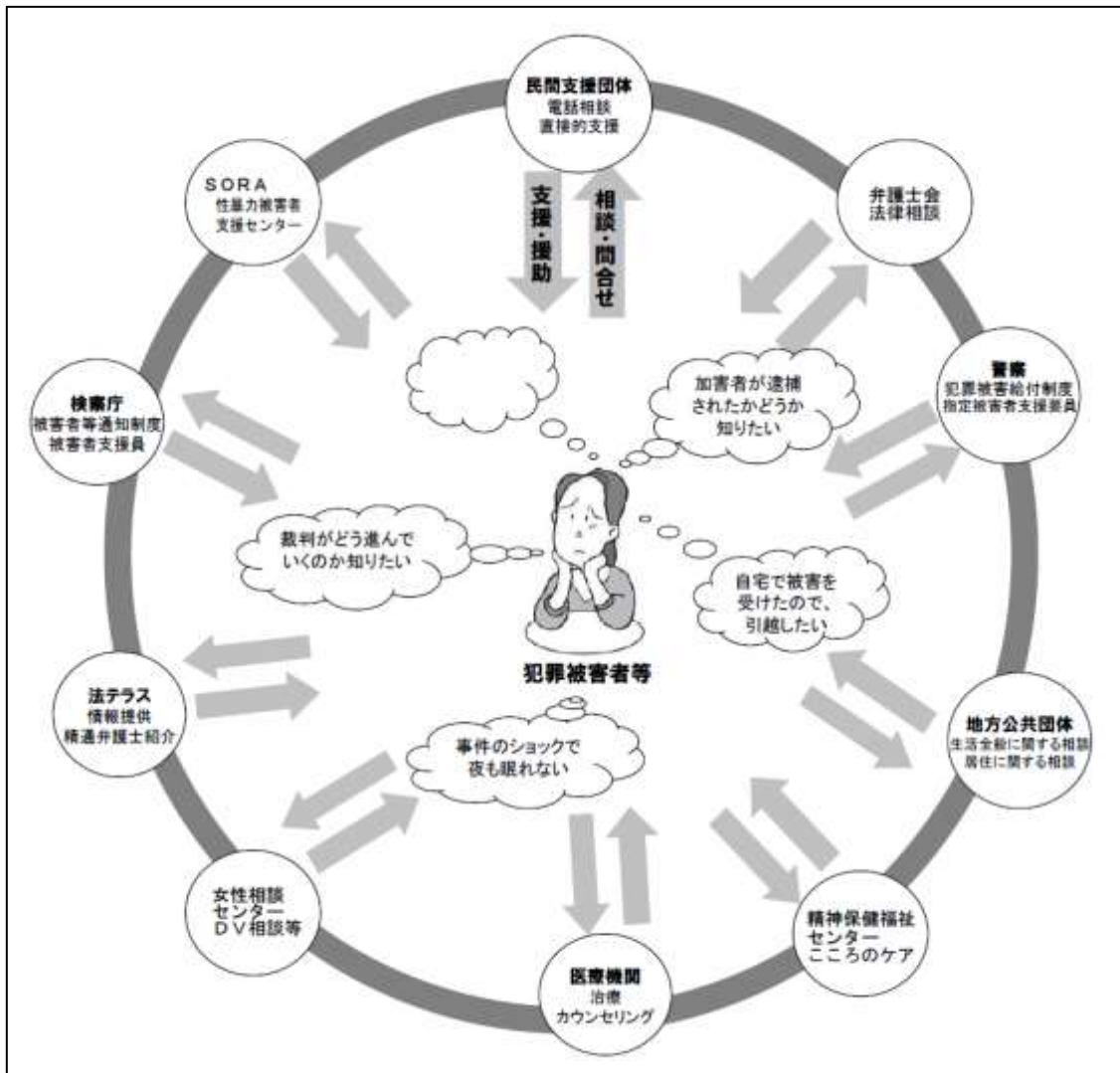
【庁内の既存の業務（相談・支援）と総合案内窓口との実務的な連携（イメージ）】



## 7 関係機関・団体との連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。各機関・団体の関わりが、これまでの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援“が求められています。

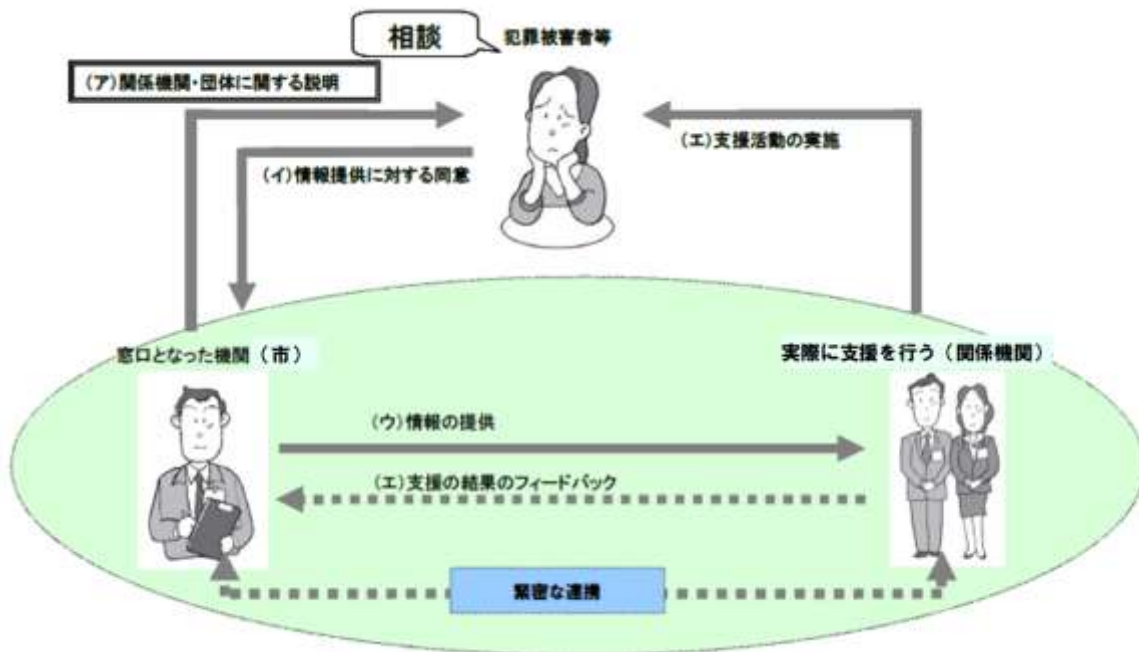
【犯罪被害者等のニーズに対応する途切れない支援連携図（イメージ）】



(出展：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（内閣府犯罪被害者等施策推進室）)

## 8 関係機関・団体との基本的な連携

### (1) 基本的な連携の流れ



(出展：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（内閣府犯罪被害者等施策推進室）)

#### ① 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた市は、相談内容に応じて、対応し得る関係機関・団体やその支援概要等について説明をします。

#### 《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

#### ② 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の関係機関・団体を利用することを決めたら、面接相談の場合には、市から関係機関への紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が関係機関に相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。

犯罪被害者等から得られた情報については、関係機関以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、関係機関に伝達して良い情報を確認し、伝達に

ついて同意を得ます。

また、犯罪被害者等と関係機関との連絡方法（例、犯罪被害者等から関係機関（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に関係機関と連絡がとれるよう、配慮することが重要です。なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

#### 《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

#### 《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

#### ③ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

関係機関に連絡し、犯罪被害者等への支援を行っていくために関係機関での対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、関係機関に伝達します。

（様式1 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式 P.39）

その際、関係機関において、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、市に伝達を依頼します。市は、犯罪被害者等に対し、関係機関へ情報の伝達を行ったことを伝え、関係機関に関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、関係機関において、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを犯罪被害者等へ説明します。

さらに、関係機関において、支援が受けられない可能性も考えられますので、関係機関での支援について確約するような説明は避けてください。犯罪被害者等が関係機関に望んでいた支援と異なる時には、市に再度相談できることを伝えます。

#### ④ 支援活動の実施

関係機関では、市からの情報を参考にし、犯罪被害者等の支援に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、市にフィードバックをします。

#### ⑤ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関や市の担当者が集まり、内容を共有し共に支援を行うこ

とが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、市の支援者が犯罪被害者等と関係機関に直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

## (2) 連携の際の留意点

### ① 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

### ② 犯罪被害者等の心情への配慮

市に相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えないように努めてください。

「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

### ③ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を市で行っていないこと、関係機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

### ④ 情報管理の徹底

関係機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。



(様式1) 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 ( )
	住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他( )
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他( )
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他( )
当該被害による心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、 後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※被害者等からの申告を基に記載	
自機関・団体で実施した支援の内容	
これまで受けた支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 相談日： 年 月頃 相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署・連絡先	
備考	
情報提供についての同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに電話( ) から、月日時分同意を得た。
連絡年月日	年 月 日
担当部署連絡先	

※紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

(様式2)

## 犯罪被害者等相談受付票

受付年月日	年 月 日 ( ) 受付者
相談者	フリガナ 氏名 年 月 日生 男・女
	住所 電話
	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 親族・遺族(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
被害の内容	被害発生日時 年 月 日 時
	被害発生場所
	被害の種類
	備考
被害による 心身の状態	通院 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況 <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止
	後遺障害 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	具体的状況
被害者等の 要望する支援	<input type="checkbox"/> 総合的支援 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 精神的ケア <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 住居・日常支援 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 捜査 <input type="checkbox"/> 司法手続(刑事・民事) <input type="checkbox"/> その他 ( )
支援制度教示	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 不要(理由: )
支援を受けた <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	支援機関: 支援内容:
関係機関等への 情報提供の同意	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 条件付可 ( ) <input type="checkbox"/> 不可
関係機関等への 引継ぎ	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
備考	

### 第3 計画編

#### 1 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、犯罪被害者等が各種支援策を通じて、受けた被害を軽減・回復し、平穏な生活を取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状態は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウによる切れ目のない支援が必要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行うための窓口を中心として、関連する業務を行う関係各課との連携を図るとともに、犯罪被害者等支援の連携協定に基づき、掛川警察署、静岡犯罪被害者支援センターと連携し、支援の状況や犯罪被害者等を取り巻く環境等に関する情報を共有し、総合的な支援の推進を図ります。

#### 2 犯罪被害者等支援の施策

##### (1) 相談及び情報提供（条例第8条）

現状

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、生活が激変したり、精神的なショックを受けたりして、心身ともに日常生活を送ることさえ難しい状態の中で、事情聴取等の捜査協力や公判への出廷、各種行政手続きの申請、民事訴訟の提起等、それまで体験したことのないさまざまなことに対応していかなければなりません。また、どのような支援があるのか、何をどこに相談すればよいのかわからないことがあります。

具体的施策

施策	内容	担当
総合案内窓口の設置	犯罪被害者等が直面している様々な問題について、犯罪被害者等の援助に精通している者の紹介や関係機関等との連絡調整など、犯罪被害者等の心身が少しでも早く回復できるよう総合的な相談窓口を設けます。	危機管理課
相談及び情報提供	犯罪被害者等の心に寄り添い、必要な支援の相談や情報及び受けられる制度について案内します。	危機管理課 関係各課

## (2) 付添い及び申請手続きの補助（条例第9条）

### 現状

犯罪被害者等は、被害を受ける前までは関わらなかった、行政手続きや刑事手続きなど、各種手続きに追われ、被害による精神的ショックと不慣れな手続きにより様々な不安にさいなまれます。また、各種窓口を訪れるたびに、手続きの理由等を求められることがあります。

### 具体的施策

施策	内容	担当
移動の付添い及び手続きの補助	手続きにかかる負担を少しでも軽減できるよう犯罪被害者等の心に寄り添い、必要に応じて付き添い及び書類の代筆や整理を行います。	危機管理課

## (3) 物品貸与（条例第10条）

### 現状

自宅が犯罪現場になった場合や、二次的被害及び再被害を回避する必要がある場合など、犯罪被害等により居住場所が失われるあるいはそれまで居住していた場所に居住できなくなり、転居を余儀なくされます。転居先には生活に必要な物品が備わっていないことがあります。

### 具体的施策

施策	内容	担当
必要な物品等の貸与	犯罪被害者等の生活環境を考慮し、犯罪被害者等との相談により、必要な物品を貸し出します。	危機管理課

## (4) 見舞金の給付（条例第11条）

### 現状

犯罪被害者等への経済的支援は、国の犯罪被害者給付金のほか、死亡・障害による公的保証として、遺族年金・障害年金といった制度がありますが、いずれの制度も申請から裁定・支給までの期間が長期にわたります。また、負傷を負った場合の治療や引っ越しなどにより、犯罪被害によって生じる経済的負担が増え、日常生活が困難になる場合があります。

### 具体的施策

施策	内容	担当
見舞金の給付	制度内容をしっかり説明したうえで、犯罪被害者等の意思を尊重し見舞金を支給します。	危機管理課

(5) 日常生活支援（条例第14条）

現状

犯罪被害による、精神的ショックや様々なストレス、各種手続きへの対応などから、家事や育児等の日常生活が立ちいかになくおそれがあります。また、犯罪被害者等の置かれている状況は様々で、家族構成の違いや身近な人からのサポートを受けられるかどうか等によって、日常生活が大きく左右されます。

具体的施策

施策	内容	担当
家事代行者の紹介	犯罪被害者等の状況を丁寧に聞き、正確に把握したうえで、犯罪被害者等の個々の事情に応じて、家事代行の派遣・紹介を行います。	危機管理課
高齢者への対応	生活上の不安について、高齢者が受けることができる支援を案内します。	長寿推進課
生活困窮者への対応	生活困窮者へ相談と自立に必要な支援を行います。	福祉課
生活保護法に基づく対応	犯罪被害者等からの申し出により、生活保護制度を説明します。	福祉課
障がい者への対応	障がい者が犯罪被害者等となった時、状況に応じた相談と必要な支援を行います。	福祉課
障害への対応	犯罪被害により身体・精神の機能に著しく障害を受けた時、検査や治療についての相談を行います。	福祉課
自立支援医療費支給制度	身体の障害を除去・軽減するために必要な医療費の自己負担額を軽減する制度を説明します。	福祉課
障害福祉制度の案内	犯罪被害者に一定の障害が発生した時は、障がい者手帳の発行や年金制度を始めとする、受けられる支援について案内します。	福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭となった時、受けられる支援について説明します。	こども希望課
保育施設利用支援	家庭における保育が困難となった時、幼稚園、保育園、こども園の制度を説明します。	こども希望課
放課後における児童への支援	保護者が就労等により昼間家庭にいない時、小学生に適切な遊びや生活の場を提供する制度を説明します。	教育政策課
家庭の総合相談	犯罪被害等により生活環境が変化したことに伴う、子育てに関する相談を行います。	こども希望課
就学援助制度に基づく対応	経済的に困窮した時、給食費や学用品などの費用の一部を支援する制度を説明します。	学校教育課

教育相談（スクールカウンセラーの派遣）	犯罪被害者等の在籍する小・中学校へスクールカウンセラー等を派遣し、児童・生徒の心のケアを行います。	学校教育課 教育センター
納税相談	犯罪被害者等からの納税についての相談に応じます	納税課
国保税・後期高齢者医療保険料減免の案内	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減措置について説明します。	国保年金課
療養費・高額療養費支給制度の案内	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の犯罪被害者等に対し、療養費・高額療養費の支給制度を案内します。	国保年金課
配偶者暴力への対応	親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力についての相談や必要な支援・措置について対応します。	こども希望課
青少年相談	学校や家庭での悩み、いじめ等について相談に応じます。	教育政策課 補導センター

#### （６） 一時保護（条例第15条）

現状

DVや性犯罪、性暴力は再犯性が高く、被害者は再び同様の被害を受けるおそれがあります。また、犯人が検挙されていない場合、繰り返し被害を受けるおそれがあります。

具体的施策

施策	内容	担当
一時保護	一時保護や施設等への入所による保護を行います。市だけでは対応できない場合は、関係機関と連携し保護施設を手配します。	こども希望課

#### （７） 住居支援（条例第16条）

現状

自宅が事件現場になるなど、従前からの住居に居住することが困難となった場合や、加害者が検挙されておらず、住居を知られているため、恐怖や不安で帰宅できず転居を余儀なくされる場合があります。

具体的施策

施策	内容	担当
市営住宅への入居相談	犯罪被害者等の意向により市営住宅への入居を支援します。	都市政策課
賃貸物件の情報提供	犯罪被害者等の意向により、一時的に入居可能な賃貸分権の情報提供を行います。	危機管理課

(8) 人材の育成 (条例第20条)

現状

犯罪被害者等の心に寄り添った支援を行い、二次的被害の防止を図るためには、支援を担う人材の育成が重要となります。

具体的施策

施策	内容	担当
犯罪被害者等支援の人材育成	各種相談窓口の職員を中心に、犯罪被害者等支援に資する研修会を行います。	関係各課

(9) 理解の促進 (条例第22条)

現状

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を望んでいます。周囲の人々の偏見や無関心により犯罪被害者の尊厳を傷つけることはあってはならないことです。市民が犯罪被害者等の置かれている状況について理解や関心が十分であるとは言えません。

具体的施策

施策	内容	担当
広報紙やホームページによる周知	広報かけがわ及び市公式ホームページ等を通じて、犯罪被害者等の支援について周知を行います。支援や相談に関する情報を集約したチラシを作成し配付します。	危機管理課

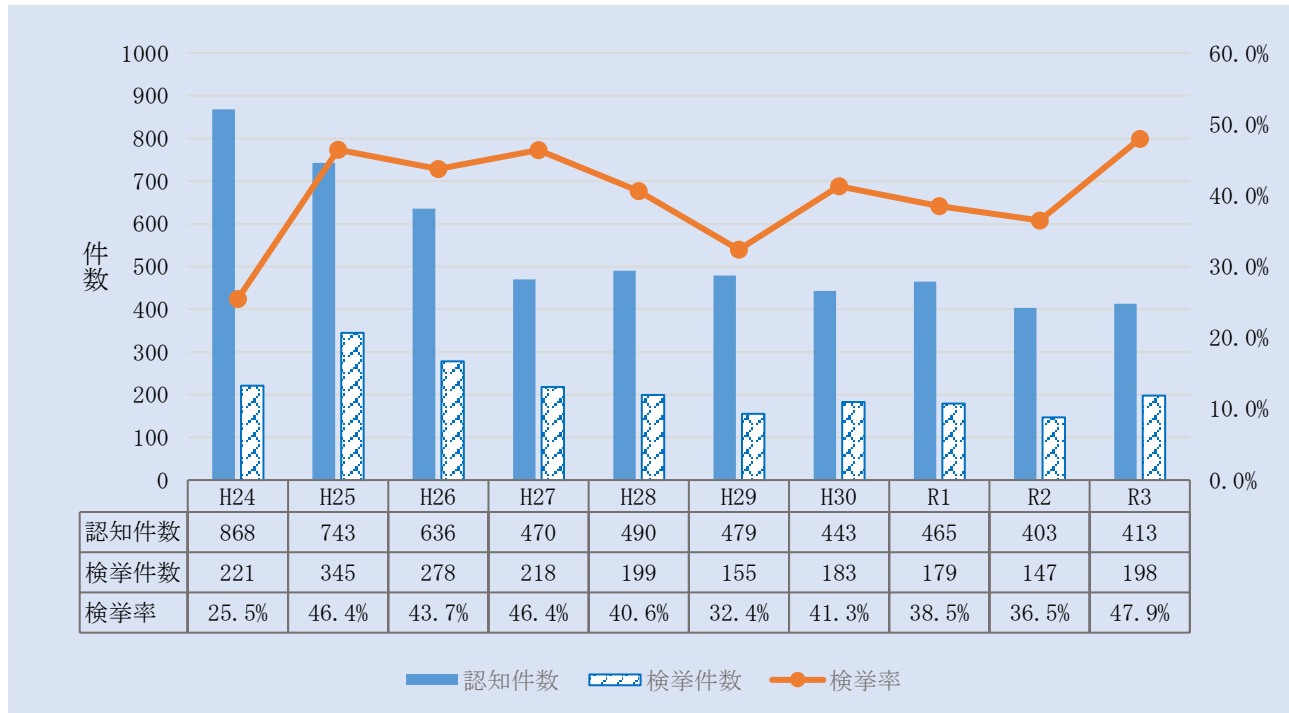
# 資料編



## 市内における犯罪等の状況

市内の刑法犯※<sup>1</sup>認知件数は、長期的には減少傾向にあり、平成15年の1,929件をピークに令和3年中は413件で、約5分の1となっています。

【市内刑法犯認知件数・検挙件数】



※1 刑法犯とは、警察が認知した殺人、強盗、放火、暴行、傷害、脅迫、詐欺、横領、窃盗等の全ての刑法犯罪です。

## 重要犯罪の発生状況

市民の治安に対する信頼感に大きく関わりのある重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯に略取誘拐・人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。）は、認知件数は少ないものの、発生の実態が伺えます。

【重要犯罪認知件数一覧表】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
殺人		2	1		1				1		
強盗	殺人										
	傷人		1	1		1					
	強姦	1									
	普通	1	4		1		1	1		1	
放火		2	2			1	2	2			1
強制性交等			1				1			1	2
強制わいせつ			2	2	2	2	3	1	2	1	3
略取誘拐 人身売買		1									

出展：掛川市統計書

## 犯罪被害者等の各種支援窓口

市役所の各種相談・手続き等一覧

区分	各種相談・サービス・手続き等	担当課名	電話番号
犯罪被害者支援	犯罪被害者等支援総合案内窓口	危機管理課 市民安心係	0537-21-1131
生活全般	生活保護・福祉全般の相談	福祉課 社会福祉係	0537-21-1140
	無料法律相談	福祉課 社会福祉係	0537-21-1140
	行政相談（国の仕事や手続き、サービスに関すること）	広報シティプロモーション課 広報広聴係	0537-21-1123
	交通事故相談（示談・損害賠償・保険）	危機管理課市民安心係	0537-21-1131
	消費生活相談（商品・悪徳商法・契約トラブル）	消費生活センター （産業労働政策課内）	0537-21-1149
住まい	市営住宅への一時入居・優先入居	都市政策課 住まい・空き家対策係	0537-21-1152
遺族	死亡届、おくやみコーナー、証明書取得支援	市民課 戸籍係	0537-21-1141
	死亡一時金・未支給年金の窓口及び遺族年金の案内	国保年金課 国保年金係	0537-21-1143
税金	市民税の減免等	市税課 市民税係	0537-21-1136
	固定資産税及び都市計画税の減免等	資産税課 家屋係	0537-21-1137
	納税相談	納税課	0537-21-1206
	国民健康保険税の減免等	国保年金課 国保年金係	0537-21-1143
障がい	障害基礎年金の相談	国保年金課 国保年金係	0537-21-1143
	特別障害者手当	福祉課 障がい者福祉係	0537-21-1139
	身体障害者手帳・療育手帳の交付	福祉課 障がい者福祉係	0537-21-1139
	精神保健福祉総合相談	福祉課 福祉政策係	0537-21-1215
	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課 障がい者福祉係	0537-21-1139
	障害児福祉手当・特別児童扶養手当	福祉課 障がい者福祉係	0537-21-1139
子育て	育児（乳幼児）相談	健康医療課 母子保健係	0537-23-8111
	家庭の総合相談（子育て、子どもの発達、児童虐待等）	こども希望課 こども家庭相談係	0537-21-1190
	子育てコンシェルジュ（0から3歳までの子を持つ家庭の相談）	こども政策課 こども政策係	0537-21-1211
	子ども医療費助成	こども希望課 こども家庭給付係	0537-21-1144
	児童扶養手当	こども希望課 こども家庭給付係	0537-21-1144
	保育園保育料減免	こども希望課 園運営支援係	0537-21-1205
	一時預かり事業	こども希望課 園運営支援係	0537-21-1205
	ファミリー・サポート・センター	こども政策課 こども政策係	0537-21-1211

区分	各種相談・サービス・手続き等	担当課名	電話番号
DV 母子（父 子） ひとり親	DV相談・緊急一時保護	こども希望課 こども家庭相談係	0537-21-1190
	ひとり親家庭等医療費助成	こども希望課 こども家庭給付係	0537-21-1144
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	こども希望課 こども家庭給付係	0537-21-1144
	母子家庭等自立支援給付金	こども希望課 こども家庭給付係	0537-21-1144
	遺児等の手当	こども希望課 こども家庭給付係	0537-21-1144
	ひとり親家庭子育てサポート事業助成	こども希望課 こども家庭給付係	0537-21-1144
	家具転倒防止事業	危機管理課 防災対策係	0537-21-1131
	女性相談（予約制）	企画政策課 多文化共生・男女協働係	0537-21-1127
健康	健康相談（生活習慣予防等）	健康医療課 成人保健係	0537-23-8111
	こころの健康相談（精神的不安、不眠、ストレス等）	福祉課 障がい者福祉係	0537-21-1139
医療費	自立支援医療費支給制度	福祉課 障がい者福祉係	0537-21-1139
	医療費・高額医療費の支給制度	国保年金課 国保年金係	0537-21-1143
高齢者	高齢者の総合的な相談・支援 （介護・健康・権利擁護、虐待）	長寿推進課 予防支援係	0537-21-1142
		中部地域包括支援センター	0537-21-1338
		東部地域包括支援センター	0537-61-5050
		西部地域包括支援センター	0537-23-8669
		南部大東地域包括支援センター	0537-72-6640
		南部大須賀地域包括支援センター	0537-48-5370
人権	人権相談・人権擁護	福祉課 社会福祉係	0537-21-1140
	人権教育（成人対象）	教育政策課 社会教育係	0537-21-1157
青少年	青少年相談（学校や家庭での悩み・いじめ等）	教育政策課 補導センター	0537-21-1189
学校教育	区域外就学、指定学校変更	学校教育課 学務係	0537-21-1156
	教育相談（不登校、対人関係、いじめ、学習、進路などの悩み相談）	掛川市教育センター	0537-72-1345
	小・中学校への就学相談	学校教育課 学務係	0537-21-1156
	児童、生徒の就学援助 （学用品や給食費等の一部支援）	学校教育課 学務係	0537-21-1156
	特別支援教育就学奨励費	学校教育課 学務係	0537-21-1156

その他機関の各種相談・手続き等一覧

犯罪被害支援相談

内容	相談窓口	連絡先	相談時間
犯罪被害に関する各種相談窓口の紹介	静岡県くらし交通安全課 犯罪被害者等支援総合調整窓口	054-221-3220	月～金(祝休日除く) 9:00～17:00
犯罪被害者等の支援に関する相談	静岡県警察本部警察相談課 犯罪被害者支援室	054-271-0110	月～金(祝休日除く) 9:00～17:00
	掛川警察署警務課相談係	0537-22-0110	月～金(祝休日除く) 9:00～17:00
犯罪被害者等の総合支援	認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金(祝休日除く) 10:00～16:00
被害に遭った方に相談窓口や法制度等の案内	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714 03-6745-5601 (IP電話専用)	平日 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

性犯罪・性暴力

内容	相談窓口	連絡先	相談時間
性犯罪・性暴力に関する相談	静岡県性暴力被害者支援センター SORA(そら)	#8891 0120-8891-77 (無料通話) 054-255-8710 (要通話料)	24時間
性犯罪の被害者相談	静岡県警察本部 性犯罪被害110番・性犯罪被害 相談電話(ハートさん)	0120-783870 (ナヤマハソウ)又は #8103(ハートさん)	24時間

法律支援

内容	相談窓口	連絡先	相談時間
犯罪被害者に関する弁護士相談	静岡県弁護士会	053-455-3009 (西部)	月～金(祝休日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
司法書士電話相談	司法書士総合相談センターし ずおか	054-289-3704	平日 14:00～17:00

## 外国人

内容	相談窓口	連絡先
外国人の生活相談	掛川国際交流センター (英語、ポルトガル語対応)	TEL : 0537-24-5595 Mail : <a href="mailto:kic@kakegawa-life.com">kic@kakegawa-life.com</a> Facebook Account : kakegawa.kic 月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～16:00
	静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ (英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語)	TEL : 054-204-2000 Mail : sir07@sir.or.jp Line ID : sirlinejpn01 Skype : siradviser Facebook Account : Adviser Shizuoka Messenger ID : @adviser.shizuoka 月～金 (祝日、年末年始除く) 10:00～16:00

## 精神支援

内容	相談窓口	連絡先	相談時間
心の健康に関する相談	こころの電話 (県精神保健福祉センター)	0538-37-5560	月～金 (祝日を除く) 8:30～11:45 13:00～16:30

## DV相談、子ども・少年

内容	相談窓口	連絡先	相談時間
DV被害相談	西部健康福祉センター	0538-33-9217	9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
児童虐待相談電話	児童相談所	児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いち・はや・く)	24時間
被害少年への支援	少年サポートセンター	0120-783410 (ナヤミ シュー ト)	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15

関係機関・団体等連絡先一覧

機関・団体	所在地	電話番号
掛川市危機管理課	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1131
掛川警察署	掛川市宮脇 1-1-1	0537-22-0110
掛川市徳育保健センター	掛川市御所原 9-28	0537-23-8111
掛川市社会福祉協議会 本所	掛川市掛川 901-1 総合福祉センター 2階	0537-22-1294
静岡地方裁判所掛川支部	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-22-3036
掛川簡易裁判所	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-22-3036
静岡家庭裁判所掛川支部	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-88-0467
静岡地方検察庁掛川支部	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-22-5398
掛川区検察庁	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-22-5398
静岡地方法務局掛川支局	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-22-5538
法テラス浜松	浜松市中区中央町 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4階	0570-078324 050-3383-5410
掛川市福祉事務所	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1140
静岡県西部健康福祉センター	磐田市見付 3599-4	医療 0538-37-2521 福祉 0538-37-2511 障害 0538-37-2252 児童相談 0538-37-2810 児童虐待相談 0538-33-4199 女性相談（DV） 0538-33-9217 薬物電話相談 0538-37-2247 生活困窮者相談 054-644-9274 性感染症・検査 0538-37-2253

静岡県精神保健福祉センター	静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎別館 4 階	054-286-9245
磐田労働基準監督署（労災関係）	磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 4 階	0538-82-3087
ハローワーク掛川	掛川市金城 7 1	0537-22-4185
静岡県西部児童相談所 （静岡県西部健康福祉センター）	磐田市見付 3599-4 静岡県中遠総合庁舎 1 階	相談 0538-37-2810 虐待専用 0538-33-4199
（公財）日弁連交通事故相談センター掛川相談所	掛川市亀の甲 1-228 あいおいニッセイ同和損害保険ビル 3 階	053-455-3009
（公財）交通事故紛争処理センター静岡相談室	静岡市葵区黒金町 11-7 大樹生命静岡駅前ビル 4 階	054-255-5528
掛川年金事務所	掛川市久保 1-19-8	0537-21-5524
掛川税務署	掛川市緑ヶ丘 2-11-4	0537-22-5141

平成十六年法律第百六十一号

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。



(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行

う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ず

るものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整

備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 掛川市犯罪被害者等支援条例

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 支援の内容（第8条－第18条）

第3章 支援体制の整備（第19条－第22条）

第4章 雑則（第23条）

## 附則

### 第1章

#### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、掛川市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項の犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項の犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する個人をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内の事業所に通勤し、又は市内の学校に通学する個人をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人及び団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、静岡県その他地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体をいう。
- (7) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を回復させ、又は軽減させ、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (8) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等によって被った被害の後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、マスメディアによる報道及びインターネットを通じて行われる誹謗中傷等により受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (9) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(10) 市営住宅等 掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）第2条第3号、掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）第2条第1号及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）第2条第1号に規定する住宅をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう関係機関等と連携し、協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。



(犯罪被害者等支援計画)

第7条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

第2章 支援の内容

(相談及び情報提供)

第8条 市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の窓口において、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の相談を受け付け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度、関係機関等の情報を提供するものとする。

3 市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者等に漏えい等することのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

(付添い及び申請手続の補助)

第9条 市は、犯罪被害者等である市民が移動する場合において、必要と判断したときは、その申出によりその移動に付き添うことができる。

2 市は、犯罪被害者等である市民がその支援に関する申請等を行う場合、その申出により必要に応じて手続を補助することに努めるものとする。

(物品貸与)

第10条 市は、犯罪被害者等である市民が生活する上で必要になると判断した物品を貸与することができる。

(見舞金の給付)

第11条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

(見舞金の給付制限)

第12条 前条の見舞金は、当該犯罪被害者等である市民が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

(1) 当該犯罪被害者等である市民が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該犯罪被害者等である市民と加害者との関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、見舞金を給付することが適切でないと市長が判断した場合

(見舞金の返還)

第13条 虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けた者又は見舞金の給付を受けた者で前条各号に該当することが判明したものは、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

(日常生活支援)

第14条 市は、第9条及び第10条に定めるもののほか、犯罪被害者等である市民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うことができる。

(一時保護)

第15条 市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な日常生活を送ることに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護しなければならない。

2 前項の場合において、市は、関係機関等による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関等にその要請をしなければならない。

(住居支援)

第16条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、市営住宅等を提供することができる。

(犯罪被害者等に関する情報の保護)

第17条 市は、犯罪被害者等に関する犯罪被害の態様及び支援の内容その他犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を阻害するおそれのある情報を当該犯罪被害者等支援に関わらない者に対して、提供してはならない。

(支援の制限)

第18条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

### 第3章 支援体制の整備

(基本的支援体制の整備)

第19条 市は、犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第20条 市は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、市の職員その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関等との連携協力)

第21条 市は、関係機関等と連携協力して犯罪被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

(理解の促進)

第22条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉及び平穏な

日常生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の規定（第8条から第14条まで、第16条及び第18条の規定に限る。）は、施行日以後に発生した犯罪等に係る犯罪被害者等支援について適用する。

## 掛川市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市犯罪被害者等支援条例（令和4年掛川市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(総合的な窓口)

第3条 条例第8条第1項により設置する総合的な窓口において業務に従事する職員は、犯罪被害者等支援に関する研修の受講等により能力向上に努めるものとする。

(犯罪被害者等支援の申請)

第4条 犯罪被害者等は、次に掲げる支援を受けようとするときは、犯罪被害者等支援申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 条例第9条第1項に規定する付添い
- (2) 条例第9条第2項に規定する申請手続の補助
- (3) 条例第10条に規定する物品貸与
- (4) 条例第14条に規定する日常生活支援
- (5) 条例第16条に規定する住居支援

(付添い及び申請手続の補助)

第5条 条例第9条第1項に規定する付添いをするのできる移動は次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への移動
- (2) 行政機関への移動
- (3) 医療機関への移動
- (4) 犯罪被害者等支援機関への移動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、移動のうち付添いが必要であると市長が判断したもの

2 条例第9条第2項の規定により補助することができる申請等とは次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への申請等
- (2) 行政機関への申請等
- (3) 犯罪被害者等支援機関への申請等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請等のうち市長が補助する必要があると判断したもの

(貸与物品)

第6条 条例第10条の規定により貸与することのできる物品は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活に必要な物品
- (2) 前号に準ずる物品として市長が必要と認めるもの

2 前項各号の物品の貸与期間は、6月を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、貸与期間を延長することができる。

(見舞金の支給)

第7条 条例第11条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する死亡見舞金 30万円
- (2) 犯罪等により全治1月以上の負傷疾病を負った者（以下「重症病」という。）に対して支給する重症病見舞金 10万円
- (3) 前号の重症病見舞金を受けた者が、当該犯罪行為が原因で死亡した場合の遺族に対して支給する死亡見舞金 20万円

(遺族の範囲)

第8条 見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 当該死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（当該死亡者に生計を維持されていた者に限る。）
- (3) 当該死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（前号の規定に該当する者を除く。）

2 見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 市長は、見舞金の支給を受けるべき者が2人以上いる場合は、その者の中から選定されたいずれか1人に対して見舞金を支給するものとする。この場合において、当該いずれか1人に対して支給したときは、見舞金の支給を受けるべき者全てに対して支給したものとみなす。

(見舞金支給の申請)

第9条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第2号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添え

て申請しなければならない。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 死亡見舞金

- ア 犯罪等により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡日を確認できる書類の写し
- イ 申請者が市民であったことを確認できる書類
- ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を確認できる戸籍謄本その他の地方公共団体の長が発行する書面
- エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- オ 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外のものであるときは、先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の申請を行う者が第1順位遺族であることを証明することができる書類
- カ 遺族に対する見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、見舞金受給代表者選定書兼同意書（様式第3号）

(2) 重症病見舞金

- ア 重症病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数及び傷病名が明記されているものに限る。）
- イ 申請者が市民であったことを確認できる書類
- ウ 犯罪等の被害にあったことを確認できる書類

2 前項の申請は、犯罪等による死亡若しくは重症病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重症病が発生した日から5年を経過したときは行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（見舞金の支給の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪等の発生時において、犯罪被害者等と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき。
  - ア 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
  - イ 直系血族（親子にあっては、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の

事情にあった場合を含む。)

ウ 三親等内の親族（ア及びイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に当該犯罪等を教唆し、又は幫助する行為があったとき。

(3) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族による暴行又は脅迫等当該犯罪行為を誘発する行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるときのほか、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと市長が認めたとき。

(見舞金給付の決定)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定をしたときは、犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(日常生活支援)

第 12 条 条例第 14 条の規定により行う支援は、次のものをいう。

(1) 日常生活に関する支援

(2) 前号に掲げるもののほか、平穏な日常生活を取り戻すために必要であると市長が判断した支援

2 前項各号の支援は、1 月につき 30 時間を限度とし、期間は、犯罪被害を受けたときから 6 月を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、当該期間を延長することができる。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

犯罪被害者等支援申出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

下記の支援を希望するので、掛川市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条の規定に基づき、申し出ます。

記

申出者	フリガナ 氏名	年 月 日生	男・女
	住所	電話	
	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 親族・遺族（続柄）		
被害の内容	被害発生日時	年 月 日	時
	被害発生場所		
	被害の種類		
被害者等の 要望する支援	<input type="checkbox"/> 付添い <input type="checkbox"/> 申請手続の補助 <input type="checkbox"/> 物品貸与（ ） <input type="checkbox"/> 日常生活支援（ ） <input type="checkbox"/> 住居の支援（ ）		
関係機関等への 情報提供	<input type="checkbox"/> 関係機関への情報提供について、同意します。 <input type="checkbox"/> 関係機関への情報提供について、同意しません。		

※市記入欄

具体的に希望する支援の内容	
---------------	--



犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所

申 請 者 氏 名 ㊟

電 話

住 所

代 理 人 氏 名 ㊟

電 話

犯罪被害者等見舞金の支給を受けたいので、次のとおり申請し、請求します。

犯罪被害発生日	年 月 日	
（フリガナ）		
犯罪等により被害を受けた者		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 全治1か月以上の負傷疾病
見舞金額	30万円（20万円）	10万円

振 込 先	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

備 考	記入については、必要に応じて職員が補助します。
-----	-------------------------

見舞金受給代表者選定書兼同意書

年 月 日

（あて先）掛川市長

代表者氏名 ㊟

掛川市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり代表者を選定し、届け出ます。

記

代表者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	電話番号	
犯罪行為に より死亡し た被害者	住 所	
	氏 名	
	死亡年月日	

（受給対象者）

上記の者を代表とすることに同意します。

住 所	氏 名	死亡者との 続柄
	㊟	
	㊟	
	㊟	
	㊟	
	㊟	

（注）この届出書は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金について、次の通り決定します。

見舞金の種類	
決定の内容	支給 ・ 不支給
見舞金の額	円
不支給の場合の理由	